

■国の建築設計標準改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂内容
 (*:(国)建築設計標準になく府独自基準のもの)

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
敷地内の 通路	動線計画	P2	敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	(国)建築設計標準
		P2解説	砂利敷、飛石、小段等は車椅子利用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにすることが望ましい。	(国)建築設計標準
出入口	戸の構造	P8	店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。	(国)建築設計標準
		P8	物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とすることが望ましい。	(国)建築設計標準
	幅員の確保	P9	店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とする。	(国)建築設計標準
	音声案内	P9	出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	(国)建築設計標準
エレベーター	大きな籠	P36	座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、籠の奥行きは、150cm以上とする。	(国)建築設計標準
	図	P41	座位変換型の車椅子の図と説明。	(国)建築設計標準
便所		P48	基本的な考え方に「トランスジェンダー等」を追加。	部会等(*)
	車椅子の使用仕様	P48解説	設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可)が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。	(国)建築設計標準
	対応便房の設備	P49解説	多機能便房の記載をバリアフリートイレへ変更。	(国)建築設計標準
		P49解説	また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入り口との位置関係に配慮する。	(国)建築設計標準
	小便器	P49	男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設けなければならない。	(国)建築設計標準
P49解説		杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。	(国)建築設計標準	

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
便所	(全体計画 等) (配置等)	P50	高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助の利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。	部会等(*)
		P50	トランスジェンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。	部会等(*)
	洗浄装置	P50	外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは(一社)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。	(国)建築設計標準
		P50解説	温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。	(国)建築設計標準
	手すり	P51	車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。	(国)建築設計標準
	洗面器	P51	各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかけられる配慮を行う。	(国)建築設計標準
	標識	P51	バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトサインや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。	(国)建築設計標準
		P51	必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。	(国)建築設計標準
		P51	機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトサイン等により表示する。	(国)建築設計標準
	その他	P51	便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。	(国)建築設計標準
		P51解説	便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。	(国)建築設計標準
	車椅子使用者用便房(計画)	P51	複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。	(国)建築設計標準
		P52	共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント(店舗)が利用可能とする必要がある。	(国)建築設計標準
		P52	排泄介助が必要な障がい者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。	(国)建築設計標準
		P52	2,000㎡以上の特別特定建築物については、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できる広さを確保する。	(国)建築設計標準
	便器	P52	車椅子が接近できるよう、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。	(国)建築設計標準
		P52	便器の座面高さは、床面から42cm～45cm程度とする。	(国)建築設計標準
	洗面器	P52	洗面器の手前縁から30cm以内。	(国)建築設計標準

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類	
便所	介護ベ ット	P53	床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。	(国)建築設計標準	
		P53	大人用介護ベッドの大きさは幅60cm～80cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。	(国)建築設計標準	
	図	P58	2,000㎡以上の特別特定建築物の車いす使用者便房の計画例追加。	(国)建築設計標準	
		P66	[高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例]とタイトル変更。	(国)建築設計標準	
駐車場	車椅子使用者用 駐車区画	P72解説	車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板等は設置しない	現地検証(*)	
		車椅子使用者用 駐車施設	P73	車椅子用リフト付き福祉車両(バンタイプ)では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮する必要がある。	(国)建築設計標準
	P73		車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける。	(国)建築設計標準	
	P73		屋内又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、同様に必要な有効高さ230cm以上(梁下高さ等)を確保する。	(国)建築設計標準	
	機械式駐車装置	P73	車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる。	(国)建築設計標準	
		P73	車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。	(国)建築設計標準	
		P73	乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行き170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。	(国)建築設計標準	
		P73	平面駐車場に車椅子使用者用区画を設ける場合においても、機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。	(国)建築設計標準	
		P73	通常的車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。	(国)建築設計標準	
		P73	入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画(平置き式等を含む)を考慮し設定する。	(国)建築設計標準	
	図	P76	後部ドア側の乗降スペースの例と、車椅子使用者用駐車施設(屋内)の例追加。	(国)建築設計標準	
	案内設備	インターホ ン	P118	インターホン(モニター付)の設置高さは100cm～110cm程度とする。	(国)建築設計標準
	設備作	カウン ター	P132	車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台(購入済みの商品を袋に詰めるための台)及びサービスローカウンターを1以上設ける。	(国)建築設計標準

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
造作設備	カウンター	P132	車椅子使用者用カウンター及びサッカー台の下端の高さは車椅子の膝が入るよう65cm～70cm程度とし、上端の高さは70cm～75cm程度、下部スペースの奥行き45cm以上とする。	(国)建築設計標準
		P132	以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。 ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗 ・無人レジ(セルフレジ)における会計	(国)建築設計標準
		P132解説	ローカウンターのほかにも、会計に時間がかかる方等のために優先レジを設ける等の配慮があるとよい。	部会等(*)
		P133	水飲み器、自動販売機、発券機、ATM等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。	(国)建築設計標準
	現金機自動預	P133	操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ(足元のスペースの確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止や角度)タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。	(国)建築設計標準
		P133	音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。	(国)建築設計標準
	水器飲み	P133	水飲み器の形式により下部の車椅子の膝が入るスペースを確保する。	(国)建築設計標準
	券売機	P133	操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60cm～100cm程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。	(国)建築設計標準
		P133	発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する	(国)建築設計標準
	内装等	共通	P139	通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。
P139			主要な経路上の通路には、25m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	(国)建築設計標準
P139			レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	(国)建築設計標準
P139			クレジット払等の機器を車椅子利用者等が利用できるようにする。	(国)建築設計標準
P139解説			クレジットカード等の指し込み口の高さ、セルフレジの画面等の高さに留意する必要がある	(国)建築設計標準
P139			客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意する。	(国)建築設計標準
P139			通路沿いに設ける設備機器・備品(消火器、冷蔵庫、棚等)は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	(国)建築設計標準
P139			通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保。	(国)建築設計標準
P139			会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。	(国)建築設計標準
P139			横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。	(国)建築設計標準

項目	ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類	
内装等	物販店	P139	車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。	(国)建築設計標準
		P139	試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。	(国)建築設計標準
		P139解説	着替え用ベンチ(高さ42cm～45cm程度)、鏡、手すりを設置する。	(国)建築設計標準
		P139	試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。	(国)建築設計標準
		P139	車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。	(国)建築設計標準
		P140	レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。	(国)建築設計標準
		P140	商品棚間の有効幅員は120cm以上とする(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。	(国)建築設計標準
	飲食店	P140	待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。	(国)建築設計標準
		P140	車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)にも配慮したスペース(幅90cm×奥行き120cm以上)を確保する。	(国)建築設計標準
		P140解説	ベンチ等の移動による対応も可。	(国)建築設計標準
		P140	セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。	(国)建築設計標準
		P140	車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。	(国)建築設計標準
		P140解説	テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。	(国)建築設計標準
		P140解説	可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。	(国)建築設計標準
		P140解説	・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法 ・4人掛け：幅145～160cm程度×奥行き75～90cm程度 ・2人掛け：幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度 ・いずれもテーブル下端高さ65～70cm程度、上端高さ70～75cm程度	(国)建築設計標準
		P140	固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする。	(国)建築設計標準
		P140	飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する。	(国)建築設計標準
		P140	車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。	(国)建築設計標準
		P140	カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。	部会等(*)
		P140	配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとする。	(国)建築設計標準
P140	配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。	(国)建築設計標準		
P140	セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。	(国)建築設計標準		

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
内装等	店 飲食	P140	配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。	(国)建築設計標準
	仕 上 げ 等	P141	床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(国)建築設計標準
		P141	床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。	(国)建築設計標準
		P141	車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。	(国)建築設計標準
	車 椅子 使用 者 用 客 席	P141	劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上を設ける。	(国)建築設計標準
		P141	客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上分散して設ける	(国)建築設計標準
	図	P144、P145	店舗内部の通路幅等の図追加	(国)建築設計標準
表	P147	車椅子使用者用客席・観覧席の割合表、分散配置の文言追加	(国)建築設計標準	
精神障 がい支 援設 備	知的障 がい ・ 休憩 ス ペ ー ス	P151	カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。	部会等(*)
	写 真	P155	カームダウン、クールダウンスペースの写真と説明追加	部会等(*)
小規模店舗における設計ガイドライン	敷 地 内 の 通 路	P182	敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差解消をするため、L字側溝や縁石の立ち上り部分の切り下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子利用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	(国)建築設計標準
		P182解説	砂利敷、飛石、小段等は車椅子利用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにする。	(国)建築設計標準
	駐 車 場	P182解説	車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板等は設置しない	(国)建築設計標準
		P182	発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。	(国)建築設計標準
		P182解説	小規模店舗の共同利用駐車場における駐車場の構造、設備にも留意すること。	(国)建築設計標準
	出 入 口	P183	店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とする。	(国)建築設計標準
		P183解説	傾斜路を上り切ったところの手前引戸は車椅子使用者が利用できないので避けること。	(国)建築設計標準
		P183	客の来店が安易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意する。	(国)建築設計標準
		P183	車椅子用可搬型スロープの設置で段差解消を行う。	(国)建築設計標準
		P183	物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とする。	(国)建築設計標準

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
小規模店舗における設計ガイドライン	出入口	P183	バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとする。	(国)建築設計標準
		P183	出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	(国)建築設計標準
	便所	P183	複数テナントが入居する建築物の場合には、複数テナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者等便房を設ける。	(国)建築設計標準
	待合スペース	P183	車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)にも配慮したスペース(幅90cm×奥行き120cm以上)を確保する。	(国)建築設計標準
		P183解説	ベンチ等の移動による対応も可。	(国)建築設計標準
		P183	水飲み器、自動販売機、発券機、ATM等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。	(国)建築設計標準
	水器飲み	P184	水飲み器の形式により下部の車椅子の膝が入るスペースを確保する。	(国)建築設計標準
	通路	P184	通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。	(国)建築設計標準
		P184	主要な経路上の通路には、25m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける	(国)建築設計標準
		P184	通路沿いに設ける設備機器・備品(消火器、冷蔵庫、棚等)は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	(国)建築設計標準
		P184	会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。	(国)建築設計標準
		P185	横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。	(国)建築設計標準
	物販店舗の通路	P185	商品棚間の有効幅員は120cm以上とする(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。	(国)建築設計標準
		P185解説	レジカウンターに誘導するポールで区切られた通路は車椅子使用者が通れる幅とすること。	(国)建築設計標準
	飲食店舗の通路	P185	飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する。	(国)建築設計標準
		P185	飲食店舗の配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。	(国)建築設計標準
	商列品陳	P185解説	車椅子使用者が手に取りやすい位置とは、商品棚の場合、床面からの高さ100cm～120cm程度(ただし床から30cm以上)、奥行60cm程度	(国)建築設計標準
	客席	P185	車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。	(国)建築設計標準
		P185解説	テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。	(国)建築設計標準
		P185解説	可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。	(国)建築設計標準

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
小規模店舗における設計ガイドライン	客席	P185解説	・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法 ・4人掛け：幅145～160cm程度×奥行き75～90cm程度 ・2人掛け：幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度 ・いずれもテーブル下端高さ65～70cm程度、上端高さ70～75cm程度	(国)建築設計標準
		P185	固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする。	
		P185	車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。	(国)建築設計標準
		P185	カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。	(国)建築設計標準
	配膳カウンター等	P185	配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとする。	(国)建築設計標準
		P185	配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。	(国)建築設計標準
		P185	セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。	(国)建築設計標準
		P185	配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。	(国)建築設計標準
		P185	セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。	(国)建築設計標準
	サービスカウンター等	P186	車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台(購入済みの商品を袋に詰めるための台)及びサービスローカウンターを1以上設ける。	(国)建築設計標準
		P186	車椅子使用者用カウンター及びサッカー台の下端の高さは車椅子の膝が入るよう65cm～70cm程度とし、上端の高さは70cm～75cm程度、下部スペースの奥行き45cm以上とする。	(国)建築設計標準
		P186	以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。 ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗 ・無人レジ(セルフレジ)における会計	(国)建築設計標準
	試着室	P186	車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。	(国)建築設計標準
		P186	試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。	(国)建築設計標準
		P186解説	直径150 cm以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ(高さ42cm～45cm程度)、鏡、手すりを設置する。	(国)建築設計標準
		P186	試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。	(国)建築設計標準
		P186	車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。	(国)建築設計標準

項目		ガイドライン 記載ページ	記載内容	分類
小規模店舗における設計ガイドライン	現金自動預払機等	P186	ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。	(国)建築設計標準
		P187	操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ(足元のスペースの確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止や角度)タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。	(国)建築設計標準
		P187解説	ATMの機械にアプローチする通路の誘導ポールが車椅子使用者の利用の妨げにならないようにする。	(国)建築設計標準
		P187	音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。	(国)建築設計標準
	会計	P187	レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	(国)建築設計標準
		P187	クレジット払等の機器を車椅子利用者等が利用できるようにすること。	(国)建築設計標準
		P187解説	クレジットカード等の指し込み口の高さ、セルフレジの画面等の高さに留意する必要がある。	(国)建築設計標準
	仕上げ等	P187	床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(国)建築設計標準
		P187	床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。	(国)建築設計標準
		P187	車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。	(国)建築設計標準